難病患者に関する人権問題

難病とは発病の仕組みが明らかでないうえに、治療方法が確立していない希少な病気であり、その病気にかかったことにより長期にわたって療養を必要とする病気のことをいいます。難病はその種類も多く様々な病気の特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、健康な人と変わらない場合もあります。そのため、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなどの差別を受けることがあります。こうした差別や偏見を払拭するためには、やはり病気のことを正しく理解し、患者・家族の立場になって考えることが大切です。

地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談や支援に取り組んでいます。

熊本県難病相談・支援センター

電話　096-331-0555